
プロジェクト	企業結合
項目	IASB による IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューに対する対応

IASB の「情報要請」の概要

1. IASB は、2014 年 1 月 30 日に、IFRS 第 3 号「企業結合」¹（以下「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビューに関する「情報要請」（参考資料 2 参照）を公表している（コメント期限：2014 年 5 月 30 日）²。これは、2004 年及び 2008 年双方の改訂分野を対象としたものである。この「情報要請」は、適用後レビュー（以下「PiR」という。）において、IASB が更に検討すべき主要な事項について暫定的に識別及び評価を行った結果を公表することを通じて、市場関係者からのコメントを求めることを目的としたものである³。
2. 「情報要請」には、次の論点に関する質問事項が示されており、回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるとされている。
 - (1) 事業の定義
 - (2) 公正価値
 - (3) 無形資産をのれんと区分して認識すること及び負ののれんの会計処理
 - (4) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却
 - (5) 非支配株主持分
 - (6) 段階取得及び支配の喪失
 - (7) 開示
 - (8) その他の事項
 - (9) 影響
3. 今回行われる IFRS 第 3 号の PiR では、特に、次の点について評価することが目的とされている。
 - (1) IFRS 第 3 号が財務諸表利用者に有用な情報を提供しているかどうか。
 - (2) IFRS 第 3 号に、適用上の課題があるため、首尾一貫した適用が損なわれている領域があるかどうか。
 - (3) IFRS 第 3 号の要求事項を適用する際に、予想外のコストが生じているかどうか。

¹ IFRS 第 3 号のほかに、企業結合に関連する他の基準（IAS 第 36 号「資産の減損」及び IAS 第 38 号「無形資産」等）に対する結果的修正を含んでいる。

² IASB は、これまで、IFRS 第 8 号「事業セグメント」について PiR を行っている。

³ IASB は、IFRS 第 3 号の PiR の第 1 フェーズとして、2013 年 7 月以降、PiR で対象とすべき論点について、公表文献のレビュー等を通じて暫定的な評価を行うとともに、関係者とそれらの論点について議論を行ってきた。

審議事項(5)
BC 2013-62

4. IASB は、「情報要請」の公表と同時に、PiR の第 2 フェーズを開始しており、2014 年第 4 四半期に、第 2 フェーズの間に入手した見解や情報に基づいて、発見事項をフィードバック・ステートメントの形で提示するとともに、それに対する IASB の対応を公表することを予定している。
5. また、IASB は、IFRS 第 3 号の PiR の発見事項の内容次第で、次のいずれかを決定することにつながる可能性があるとしている。
 - (1) IFRS 第 3 号を公表されたとおりに維持する。
 - (2) IFRS 第 3 号の適用を引き続きモニターする (PiR の結果が決定的でない場合)。
 - (3) PiR で識別された問題点を是正するために IFRS 第 3 号を改訂する。
6. なお、PiR で識別された問題点を是正する必要があるとされた場合には、IASB のアジェンダ設定プロセスの一部として基準設定上の対応が議論されることになる。この場合、2015 年アジェンダ協議において、基準レベルのプロジェクトの提案の必要性や優先順位などが検討される可能性がある。

ASBJ の対応

7. ASBJ においては、今回の PiR が取り扱う領域の重要性を踏まえ、IASB の「情報要請」の仮訳をホームページ上に公表し、我が国の市場関係者から広く情報を募ることとする。あわせて、個別に関係者へのヒアリングを通じて追加的な情報を入手した上で、IASB の「情報要請」に回答することを予定している。なお、現時点で想定しているスケジュールは、次のとおりである⁴。

【スケジュール及び実施内容】

日程	実施項目
2 月 24 日	・ 今後の進め方について、委員会において審議 ・ 「情報要請」の仮訳をホームページに公表 (ASBJ への情報提供期限：4 月末を予定)
3 月下旬～5 月上旬	関係者 (作成者、利用者、監査人、規制当局) へのヒアリングを実施
5 月中	提供された情報の取りまとめ (英訳含む)
5 月末	回答書の提出

⁴アジア・オセアニア会計基準設定主体グループにおいても、情報の取りまとめを予定している。

ディスカッション・ポイント

IASBによるIFRS第3号「企業結合」のPiRに関するASBJの対応について、ご意見があれば頂きたい。

以 上